

判決年月日	平成25年9月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（ネ）第10027号		
○ いわゆる日航機墜落事故に関して控訴人1が著述し、控訴人2が発行するノンフィクション作品である控訴人書籍中の記述について、同事故の犠牲者の遺族である被控訴人が著述した手記である被控訴人書籍中の記述の複製又は翻案に当たる部分があると認め、控訴人らに対し、著作権侵害及び著作者人格権侵害に基づき、控訴人書籍の複製、頒布の差止め及び廃棄並びに被控訴人への損害賠償を命じた事例			

（関連条文）著作権法2条1項1号，同項15号，19条，20条，21条，27条，112条，114条3項，民法709条，719条

本件は，被控訴人（1審原告）が，控訴人1（1審被告）が著述し，控訴人2（1審被告）が発行する書籍（控訴人書籍）に被控訴人の著述した書籍（被控訴人書籍）の複製又は翻案に当たる部分があり，それによって被控訴人の著作権及び著作者人格権が侵害されたと主張して，控訴人らに対し，控訴人書籍の複製，頒布の差止め及び廃棄並びに損害賠償として518万円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原判決は，被控訴人が被控訴人書籍中の記述の複製又は翻案に当たると主張した控訴人書籍中の26箇所（うち17箇所）の記述について，被控訴人書籍中の対応する記述の複製又は翻案に当たると認め，控訴人らに対し，複製又は翻案に当たると認められた記述のある章を不可分的に含む控訴人書籍の複製，頒布の差止め及び廃棄を命じるとともに，損害賠償として被控訴人に連帯して58万1416円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう命じ，被控訴人のその余の請求をいずれも棄却したところ，控訴人らがこれを不服として控訴した。

本判決は，以下のとおり判示して，原判決が被控訴人書籍中の記述の複製又は翻案に当たると認めた控訴人書籍中の17箇所（うち14箇所）の記述について，被控訴人書籍中の記述の複製又は翻案に当たると認め，原判決のうち，複製又は翻案に当たると認められる記述のある章を不可分的に含む控訴人書籍の複製，頒布の差止め及び廃棄を命じた部分に対する控訴人らの控訴についてはこれを棄却し，損害賠償については原判決を変更し，控訴人らに対し，連帯して57万7720円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう命じた。

- 1 原判決が被控訴人書籍中の記述の複製又は翻案に当たると認めた控訴人書籍中の17箇所（うち14箇所）の記述については，被控訴人書籍中の対応する記述の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており，控訴人書籍中の当該記述に接することにより，被控訴人書籍中の対応する記述の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる。

そして，被控訴人書籍中の記述の上記同一性のある部分は，それぞれ，被控訴人が当

時抱いた驚愕や困惑，怒りや悲しみなどの感情を表現したものであり，感情の形容の仕方や事実の選択，叙述方法などの点で被控訴人の個性ないし独自性が表れており，表現上の創造性が認められる。さらに，控訴人書籍中の複製又は翻案が争われている各記述は，いずれも被控訴人書籍中の対応する記述に依拠して作成されたと認められるから，控訴人書籍中の上記 1 4 箇所の記述は，被控訴人書籍中の対応する記述を複製又は翻案したものと認められる。

これに対し，控訴人書籍中のその余の 3 箇所の記述については，被控訴人書籍中の対応する記述との間で同一性がある部分は，表現上の創造性があるとはいえないか，客観的な事実の記述にすぎないから，被控訴人の思想又は感情を創作的に表現したものとは認められない。

- 2 控訴人 1 が被控訴人から複製又は翻案等に係る利用の許諾を得たと認めるに足りる証拠はない。
- 3 以上によれば，控訴人 1 が上記 1 4 箇所の記述を不可分的に有する控訴人書籍の第 3 章を著述し，控訴人 2 が控訴人書籍を頒布することによって，控訴人らは被控訴人の著作権を侵害したと認められ，また，控訴人らの行為は，被控訴人の著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を侵害すると認められる。そして，控訴人らには，上記著作権及び上記著作者人格権の侵害について過失がある。